北上市

中小企業向け制度融資のご案内



北上市中小企業向け制度融資とは・・・

この制度は、市内中小企業者の皆さんが必要な事業資金を低利で受けられるように、 取扱い金融機関から受けた融資に対し、北上市が利子、保証料(市制度のみ)の一部を 補助するものです。

令和6年4月現在

北上市商工部商業観光課商業係

TEL: 0 1 9 7 - 7 2 - 8 2 4 0 (直通)

県制度:岩手県小口事業資金(普通小口資金、小規模小口資金)、いわて起業家育成資金(創業資金)、

岩手県商工観光振興資金

市制度:北上市一般中小企業融資、北上市小規模企業融資

≪申込先≫

岩手銀行・北日本銀行・東北銀行・北上信用金庫・七十七銀行の市内本支店

≪対象者≫ (以下を全て満たすことが必要です。)

- ① 市内に住所を有する個人又は本店を有する法人。ただし、創業資金の場合は、県内に住所を 有する個人又は本店を有する法人
- ② 市内に事業所若しくは店舗又は工場を有し、1年以上同一事業を営んでいる者。ただし、創業資金については、申請時においてこれから事業を開業しようとする者であって、かつ、その事業を遂行できる見通しがあると認められる者とする。
- ③ 納期の到来した市税を完納している者
- ④ 岩手県信用保証協会の保証実施要綱で規定する保証対象業種を営む者
- ⑤ 取扱金融機関から融資を受けた者

このような方には次の資金が使用できます。

- ・小規模企業の方
 - →岩手県小口事業資金(小規模小口資金)、北上市小規模企業融資
- ・新たな事業を開始(創業)しようとする方
 - →いわて起業家育成資金、北上市一般中小企業融資
- ·変動金利が良い方
 - →岩手県商工観光振興資金
- ・金額 1,250 万円以上借入したい方
 - →岩手県商工観光振興資金、北上市一般中小企業融資
- ·期間設備資金7年超、運転資金5年超借入したい方
 - →岩手県商工観光振興資金、北上市一般中小企業融資、北上市小規模企業融資 その他お使い道、企業規模等を考慮の上、選択して下さい。

なお、借入については金融機関の審査があります。

詳細については、

北上市商工部観光課商業係(TEL:0197-72-8240)

までお問い合わせ下さい。

岩手県小口事業資金(普通小口資金)

・・・中小企業者の小口の資金需要に対応する資金です。

≪融資対象者≫

業種等:従業員規模·資本金規模

◆ 製造業・その他の業種:300人以下又は3億円以下

◆ 小 売 業:50人以下又は5,000万円以下

◆ 医 療 法 人:300人以下

◆ 卸 売 業:100人以下又は1億円以下

◆ サ ー ビ ス 業:100人以下又は5,000万円以下

◆ N P 0 法 人:業種ごとの従業員数に準じる

≪融資条件≫

資	金	使	途	設備資金•運転資金
融	資	限 度	額	1,250 万円以内
=#	泌	₩a	間	設備資金 7年以内 (据置期間1年以内)
融	資	期	[B]	運転資金 5年以内 (据置期間1年以内)
				固定金利
融	波	#ii	率	融資期間に応じて次のとおり
開出	資	利	40	融資期間 3年以内 年 2.1%以内
				3年超7年以内 年 2.3%以内
保	証	利	率	経営状態に応じ年 0.45~1.50% (9区分)
本	証	ተ ሀ	4 P	※原則として岩手県信用保証協会の信用保証を付します。
担			保	不要
保	i	Œ	人	原則として法人における代表者を除き不要。

≪市の補助率≫

支払利子の 1.0%分を補助します。

≪事業者負担率≫

3	年	以	内	年 1.55~2.6%以内
3 年	F超7	7 年 以	以内	年 1.75~2.8%以内

岩手県小口事業資金(小規模小口資金)

・・・小規模な事業者の小口の資金需要に対応する資金です。

≪融資対象者≫

業種等:従業員規模

◆ 製造業・その他の業種・医療法人:20人以下

◆ 卸売業・小売業・飲食店・サービス業:5人以下

≪融資条件≫

資	金	使	途	設備資金•運転資金
				1,250 万円以内
融	資際	艮 度	額	※ただし、既存の保証協会の保証付き融資残高(根保証においては融資極度額)
				との合計で 2,000 万円の範囲内となる新規の保証に限ります。
融	資	期	醞	設備資金 7年以内 (据置期間1年以内)
開本	貝	刔	目	運転資金 5年以内(据置期間1年以内)
				固定金利
融	沓	利	率	融資期間に応じて次のとおり
開本	貝	ተህ	æ	融資期間 3年以内 年 1.95%以内
				3年超7年以内 年 2.15%以内
				経営状態に応じ年 0.45~1.50% (9区分)
				セーフティーネット保証 を利用する場合は、 年 0.7%
保	証	利	率	※商工会、商工会議所、中小企業団体中央会から推薦を受けた場合は、年 0.05%
				割引
				※原則として岩手県信用保証協会の信用保証を付します。
担			保	不要
保	ĩ	Œ	入	原則として法人における代表者を除き不要。

≪市の補助率≫

支払利子の 1.5%分を補助します。

≪事業者負担率≫

3	年	以	内	年 0.9~1.95%以内
3 \$	F超7	7 年 以	人内	年 1.1~2.15%以内

いわて起業家育成資金(創業資金)

・・・新に事業を開始(創業)しようとする方に対して必要な資金を融資する制度です。

≪融資対象者≫

新に事業を開始しようとする方(創業して 1 年未満の者を含む)で、次の①~③のいずれにも該当する方

- 1. 新たに事業を始める場合で、次のア〜エのいずれかに該当する方
 - (ア)1ヶ月以内に創業を行う具体的な計画がある個人
 - (イ)2ヶ月以内に会社を設立し、創業を行う具体的な計画がある個人
 - (ウ)個人で事業を営んでいて、事業開始1年未満の方
 - (エ)個人により設立された会社で、事業開始1年未満の方
- 2. 許認可を必要とする事業については、許認可等の取得状況が明らかであること
- 3. 人材、知識・経験、技術、ノウハウ等事業の継続に必要な経営資源を有している方

≪融資条件≫※これは利子補給をする対象者及び条件でありこの制度の融資対象者・条件とは多少異なります。

資	金	使	途	開業に係る設備資金・運転資金	
融	資源	艮度	額	1,000 万円以内	
融	資	期	間	設備資金 10 年以内 (据置期間 1 年以内)	
開出	貝	₩	间	運転資金 10年以内 (据置期間1年以内)	
				<u>固定金利</u>	
融	資	利	4 11	率	融資期間に応じて次のとおり
MICA	具	T'J	4	融資期間 3年以内 年 2.0%以内	
				3年超 10 年以内 年 2.2%以内	
保	証	利	₩	1,000 万円以内の借入金額分 年 0.7% (創業関連保証)	
本	ĀIL	ተ ^ነ	4	※原則として岩手県信用保証協会の信用保証を付します。	
担			保	不要	
保	Ī	E	۲	原則として法人における代表者を除き不要。	

≪市の補助率≫

支払利子の 1.0%分を補助します。

≪事業者負担率≫

3	年	以	内	年 1.7%以内
3年	超 1	0 年」	以内	年 1.9%以内

岩手県商工観光振興資金

・・・・設備の改善や事業の推進などに必要な資金を融資する制度です。

≪融資対象者≫

業種等:従業員規模·資本金規模

◆ 製造業・その他の業種:300人以下又は3億円以下

◆ 小 売 業:50人以下又は5,000万円以下

◆ 医 療 法 人:300人以下

◆ 卸 売 業:100人以下又は1億円以下

◆ サ ー ビ ス 業:100人以下又は5,000万円以下

◆ N P 0 法 人:業種ごとの従業員数に準じる

≪融資条件≫※これは利子補給をする条件であり、<u>この制度の融資条件とは多少異なります。</u>

資	金	1	吏	途	設備資金•運転資金							
融	資	限	度	額	2,500 万円以内							
融	資	1	期	間	設備資金 10 年以内 (据置期間 1 年以内)							
開本	貝	,	₩1	[H]	運転資金 7年以内 (据置期間1年以内)							
					<u>変動金利</u>							
					融資時点の利率は、融資期間に応じて次のとおり							
					融資期間 3 年以内 年 1.9%以内							
融	資	=	T .1	T .1	Til.	r.,	率	3 年超 10 年以内 年 2.1%以内				
网工	貝	•	利	4	※融資実行後に、融資を行った金融機関の 短期プライムレートが変動した場合は、							
												その変動幅分が変動 します(手形貸付は除く)。
					引下げ							
					経営状態に応じ年 0.45~1.50%(9区分)							
/=	証		利	利至	利率	±11	1 11 , 11 2	च्छ	セーフティーネット保証 を利用する場合は、 年 0.6% または 年 0.7%			
保	訊	•				4 *	※「いわて子育てにやさしい企業等」の認証企業など各種割引あり					
					※原則として岩手県信用保証協会の信用保証を付します。							
担				保	金融機関の所定の条件							
保		証		人	原則として法人における代表者を除き不要。							

≪市の補助率≫

支払利子の 1.0%分を補助します。

≪事業者負担率≫

3	年	以	内	年 1.35~2.4%以内
3 ±	₽超7	7 年 以	人内	年 1.55~2.6%以内

北上市一般中小企業融資

・・・中小企業に対し、比較的金額を多く又は期間を長く融資する制度です。

≪融資対象者≫

業種等:従業員規模・資本金規模

◆ 製造業・その他の業種:300人以下又は3億円以下

◆ 小 売 業:50人以下又は5,000万円以下

◆ 医 療 法 人:300人以下

◆ 卸 売 業:100人以下又は1億円以下

♦ サ ー ビ ス 業:100人以下又は5,000万円以下

♦ N P 0 法 人:業種ごとの従業員数に準じる

≪融資条件≫

	1343-	1411 **		,
資	金	使	途	設備資金・運転資金・併用資金・開業資金
三十	20s. 17	8 #=	参 石	2,500 万円以内 ※ 1 (開業資金は 1,000 万円超 1,250 万円以内)
融	貝	艮度	徦	併用する場合は計 2,500 万円以内
To the	2012	#0	88	設備資金・併用資金・開業資金 10年以内(据置期間1年以内)※1
融	資	期	間	運転資金 7年以内 (据置期間 1 年以内)※ 1
融	資	利	率	<u>固定金利</u> 融資期間に応じて次のとおり 融資期間 3年以内 年 2.7%以内 3年超 10 年以内 年 2.9%以内 ※セーフティーネット保証(1 号~4 号・6 号)又は特別小口保証を利用する場合は、年 0.1%引下げ
				経営状態に応じ年 0.45~1.70%(9区分)
			率	セーフティーネット保証(1号~4号及び6号) を利用する場合は、 年 0.9%
保	証	利		セーフティーネット保証(5号及び7~8号) を利用する場合は、 年 0.8%
A	ДIL	TU	4	特別小口保証 を利用する場合は、 年 0.9% (ただし NPO 法人の特別保証は 0.8%)
				貸借対照表を作成していない場合は、 年 1.05%
				※原則として岩手県信用保証協会の信用保証を付します。
担			保	融資金額が1,250万円以下、保証協会による既保証付き融資残高の合計が3,500
111			本	万円までは不要
				原則として法人における代表者を除き不要。ただし、「経営者保証に関するガイ
保	-	Œ	人	ドライン」の要件に該当する場合及び信用保証協会と金融機関が特に認めた場
不	ā	ш	^	合は、法人の代表者を連帯保証人に付さないことができる。
				※特別小口保証を利用する場合は不要

※1 金額1,250万円超又は期間設備資金・併用資金7年超、運転資金5年超の条件を満たす必要があります。

≪市の補助率≫

支払利子の 1.0%分、支払保証料の 2 分の 1 を補助します。

≪事業者負担率≫

3	年	以	内	年 1.925~2.55%以内
3年	F超 1	0 年」	以内	年 2.125~2.75%以内

北上市小規模企業融資

・・・小規模企業に対し、比較的金額を多く又は期間を長く融資する制度です。

≪融資対象者≫

業種等:従業員規模

◆ 製造業・その他の業種・医療法人:20人以下

◆ 卸売業・小売業・飲食店・サービス業:5人以下

◆ NPO 法人: 20 人以下(商業又はサービス業を主たる事業とする事業者については5人以下)

≪融資条件≫

資	金	1	吏	途	設備資金•運転資金•併用資金								
融	資	限	度	額	1,250 万円以内								
融	資		期	醞	設備資金・併用資金 7年超10年以内 (据置期間1年以内)								
門馬	貝	,	₩1	[H]	運転資金 5年超7年以内 (据置期間1年以内)								
					固定金利								
					融資期間に応じて次のとおり								
融	資	;	利	率	融資期間 5年超 10 年以内 年 2.9%以内								
					※セーフティーネット保証(1号~4号・6号)又は特別小口保証を利用する								
					場合は、年 0.1%引下げ								
					経営状態に応じ年 0.45~1.70% (9区分)								
			T ıl	利	fil:	4 1	T il	T il	TJ :	T JI			セーフティーネット保証(1号~4号及び6号) を利用する場合は、 年 0.9%
保	証										率	セーフティーネット保証(5号及び7~8号) を利用する場合は、 年 0.8%	
本	ДLC	•	ניז	de	特別小口保証 を利用する場合は、 年 0.9% (ただし NPO 法人の特別保証は 0.8%)								
					貸借対照表を作成していない場合は、年 1.05%								
					※原則として岩手県信用保証協会の信用保証を付します。								
担				保	保証協会による既保証付き融資残高の合計が 3,500 万円までは不要								
					原則として法人における代表者を除き不要。ただし、「経営者保証に関するガイ								
/=		≅π			ドライン」の要件に該当する場合及び信用保証協会と金融機関が特に認めた場								
保		証		人	合は、法人の代表者を連帯保証人に付さないことができる。								
					※特別小口保証を利用する場合は不要								

≪市の補助率≫

支払利子の1.5%分、支払保証料の2分の1を補助します。

≪事業者負担率≫

5年超 10 年以内
